

## 第9節 県における環境行政の推進体制

### 第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、環境保健部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

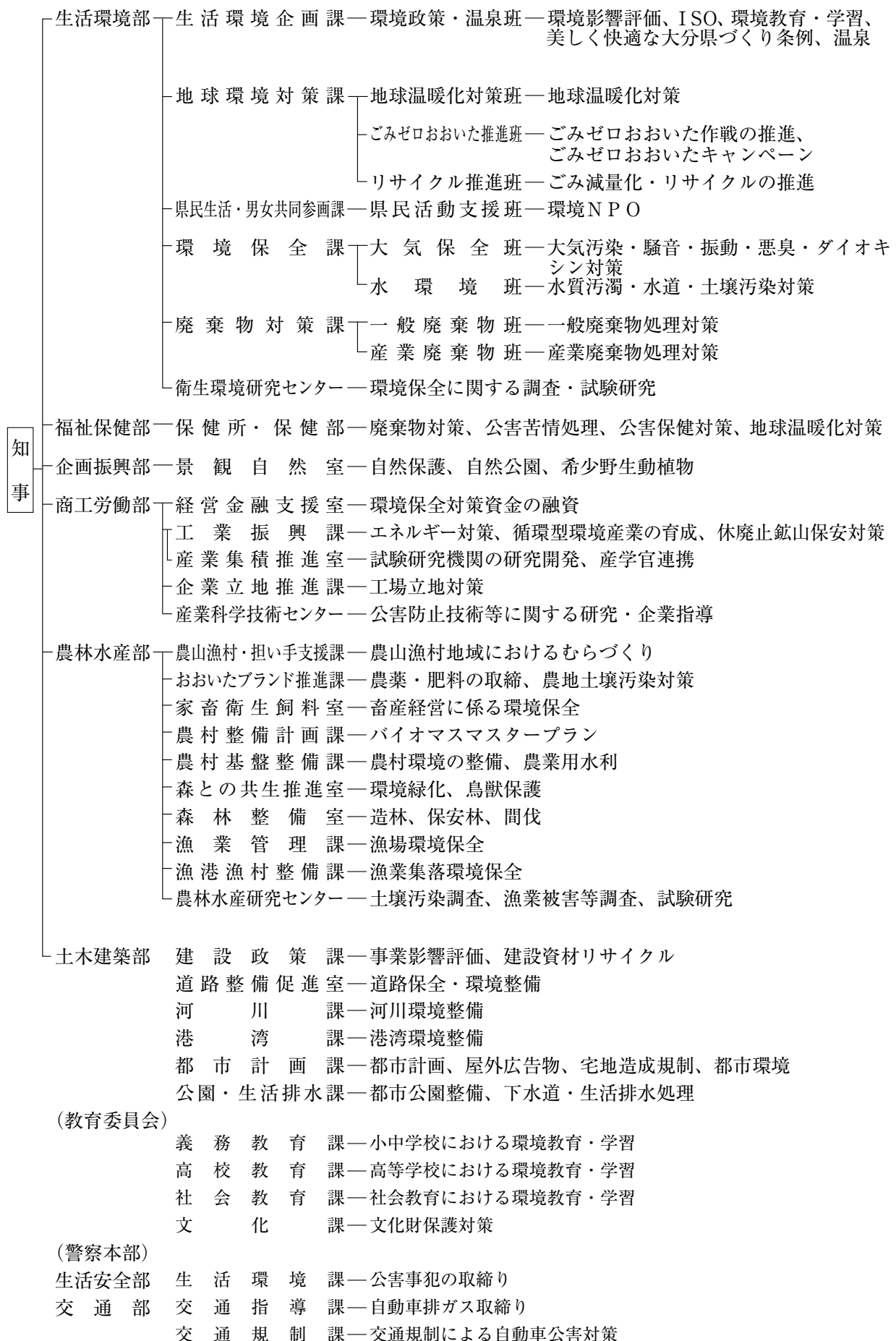
一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター(昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。)を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成17年4月の組織改正により、「ごみゼロおおいいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいいた推進班」を「ごみゼロおおいいた推進室」として機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正により、低炭素社会構築に向けて大分県におけるCO<sub>2</sub>削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなどの見直しを行ったところである。

平成21年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図9-1のとおりである。

図9-1 県の環境保全行政組織（平成21年4月現在）



第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するため附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成18年

4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は図9-2のとおりである。

\*各種審議会の委員の名簿については、資料編2.各種審議会委員等名簿参照。

表9-2 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要

(平成21年4月1日)

名称	根拠法令(設置年月日)	所掌事務	組織	20年度の開催状況
大分県環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21条第1項 自然環境保全法第51条 大分県環境審議会条例(H6.8.1)	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること	委員 43人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会 7人 (重複あり) 特別委員 5人	大分県環境審議会総会 21.1.14 ・大分県新環境基本計画の推進状況について ・大分県地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて 総合政策部会 20.9.10 ・昭和電工(株)及びそのグループ各社との公害防止に関する細目協定の改正について ・住友化学(株)との公害防止に関する細目協定の改正について 水質部会 21.1.28 ・平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について 自然環境部会 21.1.29 ・指定希少野生動植物の追加指定について 温泉部会 20.5.23 20.7.22 20.9.22 20.11.26 21.1.28 21.3.18 ・温泉新規掘削許可申請について ・温泉代替掘削許可申請について ・温泉増掘許可申請について ・動力装置許可申請について 鳥獣部会 21.1.14 ・第10次鳥獣保護事業計画の変更について 環境緑化部会 開催せず(審議案件なし)
大分県環境影響評価技術審査会	大分県環境影響評価条例第48条(H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員 13人	開催せず(審議案件なし)
大分県公害審査会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例(S45.9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと	委員 10人	19.1.12 ・大分県公害審査会委員の任命について ・大分県公害審査会に係る調停の状況について ・最近の公害紛争処理の動きについて
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害措置救済条例(S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること	委員 8人	20.12.19 21.1.13 ・赤潮の発生状況等について ・平成20年度の赤潮発生にともなう漁業被害の認定について